

税務相談室

医療費の範囲

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問い：所得税の申告書に、医療費控除という項目があります。そこでいう“医療費”というのはどのような範囲をいっているのか、医師として知っておきたいのでお知らせ下さい。

お答え：所得税法にいう『医療費控除』とは、所得税法第73条に規定されております。また、その範囲等については、施行令に、そしてその取扱いについては、基本通達で明らかにされております。なお、平成12年には介護保険関係の個別通達もあります。

ご質問の、医療費の範囲の内容をご説明するには、どうしても条文や通達を参考にしなければなりませんのでご了承下さい。

医療費の範囲

所得税法第73条第2項では、『前項に規定する医療費とは、医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。』と医療費を定義しています。

また、施行令第207条では、『法第73条第2項（医療費の範囲）に規定する政令で定める対価は、次に掲げるものの対価のうち、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しくこえない部分の金額とする。

- ① 医師又は歯科医師による診療又は治療
- ② 治療又は療養に必要な医薬品の購入

- ③ 病院、診療所又は助産所へ収容されるための人的役務の提供
- ④ あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師等施術者又は柔道整復師による施術
- ⑤ 保健師、看護師又は准看護師による療養上の世話
- ⑥ 助産師による分べんの介助』
と、その範囲を明らかにしております。

医療費のうち、取扱い通達で必要と思われるものを下に掲げましたので参考にして下さい。

基本通達73-3 控除対象となる医療費の範囲

- (1) 医師等による診療等を受けるための通院費若しくは医師等の送迎費、入院若しくは入所の対価として支払う部屋代、食事代等の費用又は医療用器具等の購入、賃借若しくは使用のための費用で、通常必要なもの
- (2) 自己の日常最低限の用をたすために供される義手、義足、松葉づえ、補聴器、義歯等の購入のための費用
- (3) (内容は省略)

基通73-4 健康診断及び美容整形の費用

いわゆる人間ドックその他の健康診断のための費用及び容姿を美化し、又は容ぼうを変えるなどの費用は、医療費に該当しない。ただし、健康診断により重大な疾病が発見され、かつ、当該診断に引き続きその疾病の治療をした場合には、当該健康診断のための費用も医療費に該当するものとする。

基通73-5 医薬品購入の対価

(平11課所4-25改正) 内容は省略。

基通73-6 保健師等以外の者から受ける療養上の世話 (平14課個2-22改正) 内容は省略。

基通73-7 助産師による分べんの介助

(平11課所4-25、平14課個2-22改正) 内容は省略。

個通平12課所4-9 介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて 内容は省略。

平12課所4-11 介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて 内容は省略。